平成２９年（フ）第１４５号
青森市新田２丁目２番３号
債務者　米田　広志
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
青森市第二問屋町３丁目９番40号　ビレッジハウスやはぎ１―506、申立時の住所青森市第二問屋町３丁目９番40号　雇用促進住宅やはぎ宿舎１―506
債務者　川村多嘉雄
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
青森県弘前市大字城東３丁目５番地１　櫻舞う郷、旧住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字早田138番地１
債務者　長谷川沙織
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２２１号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目68番地　追浜西ドミトリー4020
債務者　引地　雄亮
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２４２号
神奈川県横須賀市池田町５丁目11番12号　ひふみ荘202
債務者　飯島　和男
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１５９５号
愛知県春日井市六軒屋町２丁目121番地　ＤＵＰＬＥＸ　ＹＡＭＡＤＡⅡ103号
債務者　稲田　洋子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２５号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北６丁目２番17号
債務者　佐藤　悠二
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３６８号
奈良市東九条町231番地の25
債務者　森本　美樹
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５０３号
熊本県合志市幾久富1909番地９　ヴィラスクエア　Ｄ棟102号
債務者　吉永　　舞
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７号
山口市古熊１丁目３番13号
債務者　藤田　瑞樹
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
山口県防府市大字台道525番地の13、前住所山口県防府市大字台道7658番地の４
債務者　辻國　静夫
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
山口県防府市大字台道525番地の13、前住所山口県防府市大字台道7658番地の４
債務者　辻國　雪那
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
青森県三戸郡階上町蒼前西４丁目９番地803ハイツラーナ102号室
債務者　小林　孝子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
青森県八戸市日計１丁目５番Ｂ３―27号　市営住宅、前住所青森県八戸市下長４丁目13番５号
債務者　河原木智恵
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
青森県八戸市大字田面木字前平38番地13、前住所青森県八戸市東白山台３丁目２番19号
債務者　向谷地洋子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
青森県八戸市大字新井田字寺沢10番地30　ボンジュール横浜Ａ棟305号室
債務者　佐々木直人
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係